

②先進的な農業経営者のトラブル

大手事業者との技術提携契約により、自身のブランド野菜の販売拡大を目指した。契約相手にはノウハウを惜しみなく提供。売上げは順調だったが、契約終了後に相手が**同じ技術を使って**同じ作物を生産。競合品となり、自分の作物の売り上げが減ってしまった。

フランチャイズ契約を締結し、栽培ノウハウが書かれた**電子ファイル**を相手に送付。相手が親戚の農家にファイルを見せてしまい、その農家がノウハウを参考に同じ作物を生産。自分の作物の売り上げが減ってしまった。



農ハウを有効に活かすには？

農ハウを蓄積するには専門的な知識や長年の経験が必要となりますが、他社(他人)への技術提供を通じて、相手はあなたの農ハウを使って近いレベルの作物を作ることができます。また、提供の見返りとして相手からロイヤリティ(対価)を受け取ることで、あなたも収益を得ることもできます。もし相手が作る商品についても同じ名称で売ってもらえれば、あなたの農ハウが詰まった作物の知名度も上がるでしょう(その際には、あらかじめ商標登録などを行うことが重要です)。技術提携契約は事業範囲の拡大の観点から有効な一手といえます。



また、フランチャイズ契約を行う場合、高品質の作物を作ってもらうためには農ハウの共有が必要になりますが、提供先(フランチャイジー)の職員が他の農場に転職したり、独立したりすることも想定されます。他の産業では元従業員による転職先への情報流出事件が発生していますが、農業で同じような事件が発生しないとは言いきれません。契約終了後、相手があなたの農ハウを使って同じ作物を作ってしまうかもしれません。

農ハウを提供する際には秘密保持条項・競業避止条項を設けて、契約相手が農ハウを勝手に他人に教えたり、契約終了後すぐに農ハウを使って同じ作物を作ったりすることが無いよう秘密保持義務・競業避止義務を明確にするといった対策が必要です。

【競業避止条項の例】

- 第〇条(競業避止) 1 乙は、本契約存続期間中、店舗以外の場所において、本店舗と同種もしくは類似の事業を行ってはならない。
また、本契約と同種もしくは類似のフランチャイズ事業に参加してはならない。
2 本条項は本契約終了後〇年間は有効とする。

【秘密保持条項の例】

- 第〇条(秘密保持) 受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密として管理保持するものとし、事前に開示者の書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)による承諾を得ることなく、当該秘密情報を開示対象者以外の第三者に開示又は漏えいしてはならない。

③地域ブランド形成をめざす生産組合でのトラブル

地域活性化のため、地元で栽培されているリンゴに新たなブランド名を付けて販売し始めたところ、組合員の一人が**個人で商標を出願**し、登録されてしまった。

地元企業の協力をうけて糖度の高いリンゴを安定的に生産する新たな栽培方法を確立したが、知らない間にその企業が特許を出願してしまった。今後この技術で栽培する場合には企業から**ライセンス料を求められる**可能性もある。



こんな時、どうすれば良い？

農林水産物の地域ブランド化にあたって、その産品の名称や生産・加工技術を権利化し、地域ぐるみで保護していくことは非常に有効なツールの一つです。

産品のブランド名であれば商標権（商標法）、栽培技術であれば特許権（特許法）、植物の新品種であれば育成者権（種苗法）、さらに古くから栽培されてきた産品であれば、名称や生産方法などをまとめて地理的表示（地理的表示法）として保護することが可能です。

これらの権利を取得することは、本来、地域にとって明るいニュースであるもの。しかし、関係者間の認識にズレがあったり、きちんと話し合いの場が持たれていなかったりすると、ちょっとしたトラブルの火種にもなりかねません。

地域ブランドをつくると決めた段階で、その過程で生まれる知的財産が誰に帰属するのか、また、構成員や協力企業が抜け駆けで権利を取得しないよう念書を作成するなどしてトラブルを未然に防ぐようにしましょう。



④公設試験研究機関・自治体でのトラブル

ある品種を県の特産品として育てるために農業試験場で試験研究を重ねてきた。隣のA県から**参考にしたい**と視察の依頼があり受け入れたところ、いつの間にかA県がその品種の栽培に成功、その県の特産品として知られるようになってしまった。



農ハウを有効に活かすには？



公設試験研究機関として研究成果を広く地域に還元しようと意識するあまり、成果や情報をあまり区分けせずに広く発信、普及してしまっていないか？

研究の成果を論文で発表するなど、地域社会に還元する使命を果たす必要はありますが、地域の農業振興に向け他県との差別化を図っていくためには、重要な栽培技術や農ハウを守り、育てることも有効な方策です。

研究成果をこれまで以上に知的財産として捉え、情報の提供・発信の範囲や順序を見直してルールを明確化することで、研究成果の還元と地域の農業振興の両立に役立てることができます。

知的財産権として保護されない農ハウについても、営業秘密（10ページ参照）としての適切な保護を考えてみてはいかがでしょうか。

